第四条の十三、第四条の十四又は第四条の十五の規定により提出した当該障害者非課税信託申告書、障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書及び障害者非課税信託に関する異動申告書については、なお従前の例による。

2　前項に規定する書式は、当分の間、改正前の相続税法施行規則の相当の規定に定める申告書に、新規則第一号書式から第四号書式までに準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（個人向け国債の発行等に関する省令の一部改正）

**第三条**　個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「特別障害者扶養信託契約の受益者」を「特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者」に改める。

**○財務省令第十九号**

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）及び災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十六号）の施行に伴い、並びに地価税法（平成三年法律第六十九号）第十七条第三項並びに別表第二第三号及び第七号の規定に基づき、地価税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

地価税法施行規則の一部を改正する省令

地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第八項第八号中「文部科学大臣又は経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第十二号中「第五条第一項」の下に「（石油基準備蓄量等）」を加え、「（基準備蓄量等）」を「（石油ガス基準備蓄量等）」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

**○財務省令第二十号**

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）の施行に伴い、並びに登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第百五十六号の二㈡イ並びに別表第三の一の項、五の二の項及び十二の項の規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

法別表第三の一の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法別表第三の一の項の第三欄の第一号又は第二号に掲げる登記　その登記に係る不動産が同欄の第一号又は第二号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産に係る学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校又は同法第百二十四条（専修学校）に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校の私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第四条（所轄庁）に規定する所轄庁（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項（条例による事務処理の特例）の規定により同表の一の項の第一欄に規定する学校法人に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

二　法別表第三の一の項の第三欄の第三号に掲げる登記　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する保育所（以下この号において「保育所」という。）の用に供する不動産が地方自治法第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項（中核市の権能）に規定する中核市（以下「中核市」という。）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項（指定都市等の権能）に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域外に所在する場合　その登記に係る不動産が同欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により児童福祉法第三十五条第四項（児童福祉施設の認可）の保育所の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

ロ　保育所の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

ハ　保育所の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

ニ　保育所の用に供する不動産が児童相談所設置市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類

第二条第二項中「前項」を「前項第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

第二条の八を次のように改める。

**第二条の八**　法別表第三の五の二の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法別表第三の五の二の項の第三欄の第一号に掲げる登記　その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産に係る同号に規定する学校を所管する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項（条例による事務処理の特例）の規定により当該学校に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

二　法別表第三の五の二の項の第三欄の第二号に掲げる登記　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　法別表第三の五の二の項の第三欄の第二号に規定する保育所（以下この号において「保育所」という。）の用に供する不動産が指定都市、中核市及び児童相談所設置市の区域外に所在する場合　その登記に係る不動産が同欄の第二号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により児童福祉法第三十五条第四項（児童福祉施設の認可）の保育所の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

ロ　保育所の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の五の二の項の第三欄の第二号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

ハ　保育所の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の五の二の項の第三欄の第二号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

ニ　保育所の用に供する不動産が児童相談所設置市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の五の二の項の第三欄の第二号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類